

初診および再診時にかかる「選定療養費」Q&A

選定療養費とは何ですか？

「初期の治療は地域のかかりつけ医等で、高度・専門医療は病院(200床以上)で行う」という医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により定められ、紹介状なしに200床以上の病院を受診した場合に、保険適用の診療費とは別にご負担いただく制度です。

令和2年4月の診療報酬改定により、一般病床が200床以上の地域医療支援病院は、厚生労働省が定めた料金を徴収することが義務付けられ、当院はこれに該当します。

初診とはどのような場合のことですか？

「初診」とは、次の場合をいいます。

- ・当院を初めて受診する場合
- ・以前当院を受診したことはあるが、すでに治療期間が終了した後に再び来院した場合
- ・前回、患者さんが任意に診療を中止し、その後改めて受診する場合

初診時選定療養費はどのような場合に支払うのですか？

他の医療機関からの紹介状なしで受診された初診の方が対象となりますが、厚生労働省の定めにより対象外となる場合があります。

初診時選定療養費はどのような場合に対象外となるのですか？

主に以下の場合に対象外となります。

- ・紹介状を持参された方
- ・緊急な診療を必要とされる方
- ・各種公費負担医療制度の受給対象者
- ・労働災害・公務災害・交通事故・自費診療の場合
- ・特定健診、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方
- ・当院の別の診療科に継続して通院中の方
- ・外来受診後にそのまま入院になられた方

再診時選定療養費はどのような場合に支払うのですか？

当院の医師が他の病院・診療所・医院等を紹介したにもかかわらず、患者さんご自身の意思で、再度受診された場合には、その都度ご負担いただくことになります。